

いちき串木野市有墓地条例（抜粋）

第19条 墓地の返還

使用者は、その使用墓地の全部若しくは一部が不用になったとき又は次条第1項の規定により返還を命ぜられたとき若しくは第21条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、**その場所を原形に復し、速やかに市長に返還**しなければならない。

ここでいう原形とは、

- ・木原墓地においては、コンクリートの土間（基礎）部分だけ残し、それ以外の部分については全て除去した状態のことをいう。なお、納骨室や外柵ブロックを取り除いた跡に土の部分があれば、そこはモルタル等で塗る。
- ・野元墓地については、全てを除去し、その場所を土の状態で更地に復することをいう。

確 約 書

いちき串木野市長 殿

この墓地は、私が使用権者であります。今回「墓地使用返還届出書」の理由により、返還いたしますが、その場所は速やかに原形に復し返還する事といたします。

もし、速やかに原形に復し返還しない時は、原形に復した費用を全額請求されても異議の申し立てをしない事を確約いたします。

● 届出人の住所：

氏 名：

Ⓔ

電話番号：

（昼間に連絡のつく電話番号）

● 保証人の住所：

（いちき串木野市内に住所を有する方）

氏 名：

Ⓔ

電話番号：

（昼間に連絡がつく電話番号）

○ 墓石撤去依頼業者：

（撤去依頼業者の雑判または、押印）

Ⓔ

電話番号：

○ 墓石撤去予定日： 令和 年 月 日まで

いちき串木野市有墓地条例（抜粋）

※（注）旧様式

第19条 墓地の返還

使用者は、その使用墓地の全部若しくは一部が不用になったとき又は次条第1項の規定により返還を命ぜられたとき若しくは第21条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、その場所を原形に復し、速やかに市長に返還しなければならない。

以上、条例にありますとおり、使用されなくなったら使用権者の負担においてその場所を原形（モルタル等で更地）に復し、速やかに返還していただく事になっております。

確 約 書

いちき串木野市長 殿

この墓地は、私が使用権者であります。今回「墓地使用返還届出書」の理由により、返還いたしますが、その場所は速やかに原形に復し返還する事といたします。

もし、速やかに原形に復し返還しない時は、原形に復した費用を全額請求されても異議の申し立てをしない事を確約いたします。

● 届出人の住所：

氏 名：

Ⓔ

電話番号：

（昼間に連絡のつく電話番号）

● 保証人の住所：

（いちき串木野市内に住所を有する方）

氏 名：

Ⓔ

電話番号：

（昼間に連絡がつく電話番号）

○ 墓石撤去依頼業者：

（撤去依頼業者の雑判または、押印）

Ⓔ

電話番号：

○ 墓石撤去予定日： 令和 年 月 日まで